

和泉市立学校における 暴風警報及び特別警報発令時の措置について (令和3年3月30日)

○台風の接近等にもとまない大きな被害が予測される場合の対応

- 市教委は状況に応じ、対応を検討。
- 各校長会との協議の上、対応を決定。
- 何らかの措置が決定すれば、各校へ確実に通知する。

【各校での留意事項】

※予測される事態を想定し、対応策を検討の上、各校の実情に応じ、適切に対応すること。

- ①当日、緊急下校等の措置が考えられる場合、家庭の状況・連絡体制を把握しておくこと。
- ②保護者に対し、暴風警報発令時の対応について、周知を徹底すること。
 - ・留守家庭児童会等の対応についても周知を図ること。
- ③児童・生徒に対し、安全確保のための指導を徹底すること。
- ④給食・行事等が影響を受ける場合は、それぞれ適切に対応すること。
- ⑤校内の施設について、安全確認及び安全確保のための対応をすること。

○暴風警報発令当日

- ①7:00 時点で「和泉市」に暴風警報が発令されている場合

↓
臨時休業

- ②7:00 以降登校時まで「和泉市」に暴風警報が発令された場合

↓
臨時休業

※登校中に発令された場合や発令を知らずに登校した場合については、適切な対応を行うこと。

- ③登校後、「和泉市」に警報が発令される可能性がある場合

↓
市教委と各校長会との協議により、措置を決定し、各校へ通知する。

【各校での留意事項】

- ・緊急下校措置がとられる場合は、通学路付近の安全状況、児童・生徒の家庭の状況等を把握した上で、適切な対応を行うこと。
- また、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護すること。
- ※引渡しに際しては、災害時引渡しカード等を活用すること。

○**暴風警報が解除された後**

- ① 校内の安全確認を実施し、被災状況を市教委に報告する。
- ② 安全確認後、市教委と各校長会との協議の上、今後の対応を決定。
- ③ 何らかの措置が決定すれば、各校へ確実に通知する。
- ④ 各校は保護者に連絡をする。

○**特別警報（高潮・波浪は除く）が発令された場合も上記に準ずる。**

| 現象の種類 | 基準 | |
|-------|--|---------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 | |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮 | | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪 | | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | |

① 7:00 時点で「和泉市」に特別警報が発令されている場合

↓
臨時休業

② 7:00 以降登校時まで「和泉市」に特別警報が発令された場合

↓
臨時休業

③ 登校後、「和泉市」に特別警報が発令される可能性がある場合

↓

市教委と各校長会との協議により、措置を決定し、各校園へ通知する。

- ・安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護すること。

※引渡しに際しては、災害時引渡しカード等を活用すること。